

市都政 第341号

平成14年12月10日

千葉県知事 堂本 暁子 様

市川市長 千葉 光行

### 海岸保全基本計画策定に係る意見について(回答)

平成14年11月28日付けで照会のあったこのことについて、知事が海岸法に基づいて海岸保全基本計画を定めようとするにあたり、海岸法第二条の三第三項の規定に基づいて市川市長としての意見を提出いたしますので、ぜひともお聴き取りいただきま  
すようお願い申し上げます。

なお、第1回検討委員会資料に対する詳細意見については別添のとおりです。

### 記

市川市の行徳地域において、海岸法に基づく海岸保全区域は一期埋立前の位置  
に設定されたままになっています。

従って、次の理由により、埋立中止により最終的な海岸線となった現在の塩浜の海岸  
線に海岸保全区域を設定し県が管理すべきであり、その上で県が本格的な護岸整備  
をするべきであると考えます。

## 1. 埋立計画中止に伴う県管理の明確化の必要性

現在の塩浜地先における海岸線は、県事業である一期埋立事業の際に、二期埋立事業までの暫定として設置された護岸構造物と認識し、市が当面の管理をしてきた。

ただし、この護岸は二期埋立を前提としたものであり、埋立計画が実施されれば、隣接する浦安市の埋立地と同様に、当然、二期埋立地先に海岸保全区域が設定され、県により管理されていたものである。

しかしながら、知事の判断により埋立計画が中止されたので、それに伴い県においては平成14年1月に円卓会議が設置され、この海岸線も含めた区域において海の再生につき検討されている。さらに、来年度から海域に関する実験も計画されていることから、この区間を県の管理とすることを明確にすべきであると考える。

なお、江戸川放水路河口から船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の臨海部においても内陸部に海岸保全区域が設定されているが、それらの臨海部はいずれも港湾区域にあり、港湾管理者が適切な管理を行っている。しかし、塩浜の護岸は港湾区域に設定されていないので、港湾区域とは分けて扱われるべきである。

## 2. 安全対策及び緊急護岸改修の必要性

現在、海岸保全区域外の地域には、工業系地域をはじめ近隣商業地域も配置され、行徳警察署も置かれている。また、都市施設として平面式の一般国道357号があり、

京葉線も旅客線に変更になり市川塩浜駅が開設されて、一般の利用に供している。

すなわち、都市機能が相当に集積し、高潮等に対する安全対策が必要である。

しかし、現在の基準では安全な構造ではない上に、埋立計画の検討に長期間を要しているうちに老朽化し、極めて危険な状況になっている。

また、護岸の高さについては、ほとんどが当初からAP + 5.0mで計画、施工され、当地域において高潮に対して少なくとも必要とされるAP + 5.6mの高さも確保されていない。さらに、現在では、ほとんどの区間で護岸が沈下し、多いところでは70cmも沈下している。こうした状況から早急に本格的な改修が不可欠であると認識している。

### 3. 地元市民の意見

地元市民との意向としては、既に、平成13年11月16日に地元南行徳自治会連合会から「行徳の海の再生について」、平成14年7月17日海に面する企業で構成する市川市塩浜協議会から「塩浜地区護岸整備に関する要望書」、平成14年10月28日地元漁業協同組合から「行徳・南行徳漁協の漁港・水産用地についての要望」の要望書が知事あるいは市川市長に提出されている。それらはいずれも、安全でしかも市民が海に親しめる護岸を整備すべきという内容である。市川市としても、平成13年5月14日と平成14年7月12日に、海岸保全区域の変更と本格的な護岸改修を知事に要望している。